

ピット処分及びトレンチ処分に係る改正規則等における誤りとその是正のための規則等の再決定について

令和元年 10 月 23 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年 10 月 2 日原子力規制委員会において決定いただいたピット処分及びトレンチ処分に係る改正規則等のうち、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則」（以下「許可基準規則」という。）について、公布（官報掲載）の手続きの過程で、第八条の改正条文に以下の表のとおり誤りが発見されました。

これは、同日決定いただいたパブリックコメントへの回答において、第八条第 1 項について「安全機能を有する施設かどうかにかかわらず、廃棄物埋設施設から発生する直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による公衆の線量を評価することを示しています」と表明し、解釈については関連箇所を修正したにもかかわらず、許可基準規則第八条第 1 項の修正を行わなかったものです^{※1}。また、同条第 2 項及び第 3 項についても、安全機能を有する施設かどうかにかかわらず要求すべきものです。

正	誤
<p>（遮蔽等）</p> <p>第八条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>3 廃棄物埋設施設は、放射性物質の飛散防止のための措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>（遮蔽等）</p> <p>第八条 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、放射性物質の飛散防止のための措置を講じたものでなければならない。</p>

※1 令和元年度第 33 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 2 日）資料 1 の通しページ番号 27 参照

また、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「事業規則」という。）及び許可基準規則の解釈の改正に係る新旧表においても、形式的な誤りが発見されました。（参考 1 及び参考 2 を参照）。

2. 規則等の改正

上記の誤りを是正するため、令和元年 10 月 2 日原子力規制委員会において決定いただいた許可基準規則及び事業規則の一部改正規則並びに許可基準規則の解釈の一部改正については、未公布であったためこれを廃案とし、あらためて上記の訂正を反映した以下のものについて決定いただきたい。

- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則（案）【別紙 1】
- ・第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正（案）【別紙 2】

以上

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十

三年総理府令第一号） 別表第一

二 第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規

則第三十号) 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による許可を受けている廃棄物埋設施設に係る廃棄物埋設施設等確認については、施行日以後最初に行われる当該廃棄物埋設施設に係る法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可の処分がある日までの間は、新事業規則第四条から第六条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にされている旧事業規則第七条の規定による申請に係る放射性廃棄物等確認については、新事業規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けている者（次項に規定する者を除く。）は、公布の日から起算して三月を経過する日までに、新事業規則第二十条第一項

第十四号に掲げる事項に係る法第五十一条の十八第一項後段の規定による保安規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、施行日から当該申請に係る変更の認可又は拒否の処分がある日までの間に行う放射性廃棄物等確認については、新事業規則第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による許可又は法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けている者であつて、当該許可を受けたところにより埋設する全ての放射性廃棄物について放射性廃棄物等確認を受けている者については、新事業規則第二十条第一項第十四号の規定は適用しない。

6 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 旧事業規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設施設の事業に関する規則をいう。

二 新事業規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄

物埋設施設の事業に関する規則をいう。

三 施行日 この規則の施行の日をいう。

四 廃棄物埋設施設等確認 法第五十一条の六第一項の規定による確認をいう。

五 放射性廃棄物等確認 法第五十一条の六第二項の規定による確認をいう。

別表第一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条の二 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 「略」 二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。 三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。 七 「コンクリート等廃棄物」とは、<u>固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。</u> 「四〇六 略」 「イハ 略」 八 「管理区域」とは、<u>廃棄物埋設施設</u>の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>「九〇十一 略」</p>	<p>(定義) 第一条の二 「同上」 2 「同上」 一 「同上」 二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするもの（<u>第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。</u>）をいう。 三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地（<u>第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。</u>）において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。 「四〇六 同上」 七 「コンクリート等廃棄物」とは、<u>容器に封入しておらず、又は容器に固型化していない固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。</u> 「イハ 同上」 八 「管理区域」とは、<u>廃棄物埋設施設（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）</u>の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>「九〇十一 同上」</p>

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画放射能量(廃棄物埋設地を物理的に区画する場合において区画ごとの放射性物質に含まれる放射能量をいう。以下同じ。)を記載すること。

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備に関する安全確保のための設計(以下「安全設計」という。)の基本的方針(安全機能を有する施設及びその安全機能並びにその安全機能を維持すべき期間に関する事項を含む。)

ロ 廃棄物埋設施設の一般構造

ハ 略

(1) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(2) 火災又は爆発の防止に関する構造
(3) 放射性物質の漏出の防止及び低減に関する構造
(4) 放射線の遮蔽に関する構造
(5) 放射性物質の飛散防止に関する構造
(6) 略
(7) 略

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 「同上」

「号の細分を加える。」

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

(1) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(2) 「加える。」
(3) 「加える。」
(4) 「加える。」
(5) 「加える。」
(6) 「加える。」
(7) 「同上」

ニ|| 廃棄物埋設地の構造及び設備

(1) 構造及び設備（トレンチ処分を行う場合にあつては、
廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入抑制に関するも
のを含む。）

(2) 「略」

ホ|| 「略」

ヘ|| 「略」

ト|| 「略」

チ|| 監視測定設備

(1) 主要な計装設備の種類

(2) その他の主要な事項

リ|| 「略」

(1) 「略」

(3) 予備電源設備の構造

(4)|| 通信連絡設備等の構造

(6)|| 「略」

(三) 五 「略」

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条
第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定
める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地
盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四 六 略」

七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置
の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生するこ
とが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

「八 十 略」

「3・4 略」

ハ|| 「同上」

(1) 構造及び設備

(2) 「同上」

ニ|| 「同上」

ホ|| 「同上」

ヘ|| 「同上」

「号の細分を加える。」

ト|| 「同上」

(1) 「同上」

(3) 「加える。」

(4)|| 「加える。」

(三) 五 「同上」

「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地
盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四 六 同上」

七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置
の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定
される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する
説明書

「八 十 同上」

「3・4 同上」

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び區別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四〇六 略」

七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

3

「略」

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四〇六 同上」

七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3

「同上」

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 廃棄物埋設施設の設計図、構造図、設計計算書等の設計図書及び廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 廃棄物埋設施設の付近の見取図

三 廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書

四 「略」

五 「略」

2|| 前項の申請書又は同項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3|| 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 廃棄物埋設地の位置、構造及び設備に関する事項 当該廃棄物埋設地の位置、構造及び設備の状況が確認できるとき。

二 廃棄物埋設地の附属施設の位置、構造及び設備に関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 当該廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 当該廃棄物埋設施設の付近の見取図

三 「号を加える。」

四 「同上」

五 「同上」

六 「項を加える。」

2|| 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 「同上」

一 放射線管理施設以外の廃棄物埋設施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

二 放射線管理施設の組立てに関する事項 施設が完成したとき。

三 坑道の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四 「略」

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能及び区画別放射能が、法第五十一条の第二項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類(以下「許可申請書等」という。)に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能及び区画別放射能をそれぞれ超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまっている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「略」

四 ピット処分を行う場合にあつては、埋設時において、廃棄物埋設地の設備(廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。)を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において当該廃棄物埋

三 坑道(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。)の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四 「同上」

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準(以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類(以下この条及び第八条において「申請書等」という。)に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能を超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所(廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画)にたまっている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「同上」

四 「号を加える。」

四 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空隙が残らないように

設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。

六 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物であつて、当該物質の性質及び量に照らして、廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのあるものを埋設しないこと。

七 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。

八 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載した構造及び設備を有すること。
〔項を削る。〕

措置すること。

五 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物を埋設しないこと。

六 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆うこと。

七 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、申請書等に記載した構造及び設備を有すること。

2 〇 ピット処分（第一条の二第二項第四号イに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。

二 外周仕切設備は、次に掲げる要件を備えていること。
イ 自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ロ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

三 開口部の面積が五十平方メートルを超え、又は埋設容量が二百五十立方メートルを超える廃棄物埋設地は、前号に掲げる要件を備え、かつ、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。

四 埋設時においては、外周仕切設備及び前号の内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えい

「項を削る。」

（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）
第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置（以下「放射性廃棄物等」という。）に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

のおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 埋設が終了した廃棄物埋設地又は第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設が終了した区画には、前項第六号に定めるところにより土砂等で覆う前に速やかに第二号に掲げる要件を備え、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された覆いをすること。

3||
ピット処分（第一条の第二項第四号に掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設等の技術上の基準は、第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。

二 放射性廃棄物を一体的に固型化したものは前項第二号に掲げる要件を備え、その体積はおおむね五百立方メートルを超えないようにすること。

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 同上」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「略」
二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器に関する説明書

三 「略」

四 放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第六号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法に関する説明書

六 次条第二項第七号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

七 廃棄体を埋設する場合にあつては次条第二項第九号、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては同条第三項第四号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 中深度処分を行う場合

「イ・ロ 略」

ハ 当該廃棄体が次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

二 ピット処分又はトレンチ処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設（製錬施設、加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化

一 「同上」
二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器の強度及び密封性に関する説明書

三 「同上」

四 放射性廃棄物の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第五号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法及びその結果に関する説明書

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該廃棄体が次項に定めるとおりであること。

二 ピット処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所におい

物を含む燃料体の加工を専ら行うものを除く。)及び使用施設等(核燃料物質(ウラン及びその化合物に限る。)又は当該核燃料物質によつて汚染された物を専ら取り扱うものに限る。)を除く。)を設置した工場又は事業所において生じたもの(放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。)であること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であつて、次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

(2) 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であつて、第三項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

「号の細分を削る。」

「号を削る。」

2 廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 液体状の放射性廃棄物又はイオン交換樹脂、焼却灰、フィタルスラッジその他の粉状若しくは粒状の放射性廃棄物若しくはこれらを成型した放射性廃棄物にあつては、容器に固型

て生じたものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体又はコンクリート等廃棄物であること。

「加える。」

「加える。」

ハ 当該廃棄体又はコンクリート等廃棄物が次項又は第三項に定めるとおりであること。

三 トレンチ処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であること。

ハ 当該コンクリート等廃棄物が第三項に定めるとおりであること。

2 「同上」

一 放射線障害防止のため、放射性廃棄物を原子力規制委員会の定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。

化してあること。

二 固体状の放射性廃棄物（前号に掲げるものを除く。）にあつては、容器に封入し、又は固化してあること。

三 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

四 「略」

五 廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること。

六 埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

七 「号を削る。」

八 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少ないこと。

九 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示その他の措置が講じられていること。

一〇 前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

二 コンクリート等廃棄物に含まれる物質によつて廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれがないこと。

三 コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

四 前三号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したもの

「号を加える。」

二 放射能濃度が申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

三 「同上」

四 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。

五 埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

六 著しい破損がないこと。

七 「号を加える。」

八 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

九 「号を加える。」

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、前項第二号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「号を加える。」

二 爆発性の物質を含まないこと。

三 当該コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

四 「号を加える。」

であること。

(放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、埋設しようとする放射性廃棄物等が前条第一項の技術上の基準に適合することを確認する方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認をしたときは、確認証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 略」

「2・3 略」

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、確認証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「2・3 同上」

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(許可の取消し)
第十二条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

(記録)
第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「略」 二 放射線管理記録 「イ・チ 略」 リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設したものを除く。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 「又・ル 略」 「三・四 略」	「略」	「略」
六 降雨記録（法第五十一条の		

(許可の取消し)
第十二条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

(記録)
第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「同上」 二 「同上」 「イ・チ 同上」 リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物を除く。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 「又・ル 同上」 「三・四 同上」	「同上」	「同上」
六 降雨記録		

<p>二十五第二項の認可を受けた場合を除く。） イ 降雨量 ロ 一月間についての積算降雨量 〔七〇十四 略〕</p>		
<p>〔二〇七 略〕 (廃棄物埋設施設の巡視及び点検) 第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。 (廃棄物埋設施設の定期的な評価等) 第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、その事業を開始した日以降十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 〔一・二 略〕 2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするとき又は法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない</p>		

<p>イ 降雨量（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。） ロ 一月間についての積算降雨量（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。） 〔七〇十四 同上〕</p>		
<p>〔二〇七 同上〕 (廃棄物埋設施設の巡視及び点検) 第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定において、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。 (廃棄物埋設施設の定期的な評価等) 第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 〔一・二 同上〕 2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>		

3
「略」

(保安規定)

第二十條 法第五十一條の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

「(1) (3) 略」

(4) 核燃料物質等の取扱いに関すること。

(5) 「略」

ハ 「略」

「七〇十 略」

十一 第十九條の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

「十二・十三 略」

十四 放射性廃棄物の受入れの基準に関すること。

十五 放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六 「略」

十七 「略」

十八 「略」

3
「同上」

(保安規定)

第二十條 法第五十一條の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「(1) (3) 同上」

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(5) 「同上」

ハ 「同上」

「七〇十 同上」

十一 第十九條の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関すること。

「十二・十三 同上」

十四 「号を加える。」

十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十五 「同上」

十六 「同上」

十七 「同上」

十九 〔略〕
二十 〔略〕
二十一 〔略〕

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。）を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一〇六 略〕

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 〔略〕

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

〔一〕(4) 略

(5) 核燃料物質等の取扱いに関すること。

(6) 〔略〕

ハ 〔略〕

〔八〕十一 略

十二 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

十三 〔略〕
十四 〔略〕
十五 〔略〕
十六 〔略〕
十七 〔略〕

十八 〔同上〕
十九 〔同上〕
二十 〔同上〕

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔一〕(4) 同上

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔八〕十一 同上

〔号を加える。〕

十二 〔同上〕
十三 〔同上〕
十四 〔同上〕
十五 〔同上〕
十六 〔同上〕

十八 〔略〕

十九 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

二十 〔略〕

二十一 〔略〕

二十二 〔略〕

二十三 〔略〕

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号又は前項第八号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

〔4・5 略〕

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 〔略〕

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

〔二・三 略〕

十七 〔同上〕

十八 〔号を加える。〕

十九 〔同上〕

二十 〔同上〕

二十一 〔同上〕

二十二 〔同上〕

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

〔4・5 同上〕

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 〔同上〕

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

〔二・三 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生するこ
とが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六・七 略〕

3 〔略〕

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第二十二条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格は、法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第二十二條の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 〔一〜十八 略〕

2 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六・七 同上〕

3 〔同上〕

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第二十二条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第二十二條の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 〔同上〕

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第二十二條の三 法第五十一條の二十三第三項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 「略」

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 法第五十一條の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四條の表第八號の原子力規制委員会が告示で定めるもの)に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第二十二條の五 法第五十一條の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

「一」三 略」

(廃止措置として行うべき事項)

第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、廃棄物埋設施地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄、第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し及び廃棄物埋設施地の所在等を示す措置の実施とする。

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第二十二條の三 法第五十一條の二十三第二項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)は、毎年一回行うものとする。

2 「同上」

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 法第五十一條の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四條の表第八號の原子力規制委員会が告示で定めるもの)に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第二十二條の五 法第五十一條の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるものとする。

「一」三 同上」

(廃止措置として行うべき事項)

第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち第二種廃棄物埋設施の事業に係るものは、廃棄物埋設施地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第二十二條の六の二 法第五十一條の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕七 略

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等

〔九〕十四 略

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕三 略

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

〔五〕七 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〕四 略

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六〕九 略

十 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書

十一 略

3 略

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

(廃止措置実施方針に定める事項)

第二十二條の六の二 〔同上〕

〔一〕七 同上

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

〔九〕十四 同上

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕三 同上

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

〔五〕七 同上

2 〔同上〕

〔一〕四 同上

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六〕九 同上

十 号を加える。〔同上〕

十一 同上

3 〔同上〕

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二條の八 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「一、四 略」

「2・3 略」

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第二十二條の九 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十五第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

（廃止措置計画の認可の基準）

第二十二條の十 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一、三 略」

四 前号に掲げるもののほか、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

（廃止措置の終了の確認の申請）

第二十二條の十一 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請

第二十二條の八 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「一、四 同上」

「2・3 同上」

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第二十二條の九 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十五第二項の規定による認可を受けた者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

（廃止措置計画の認可の基準）

第二十二條の十 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一、三 同上」

四 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

（廃止措置の終了の確認の申請）

第二十二條の十一 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、

書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

「2・3 略」

（廃止措置の終了確認の基準）

第十二条の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 略」

四 廃棄物埋設地の所在等を示す措置が講じられていること。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第十二条の十三 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「五〇七 略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

「二〇四 略」

次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

「2・3 同上」

（廃止措置の終了確認の基準）

第十二条の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第十二条の十三 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「五〇七 同上」

2 「同上」

一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。）に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

「二〇四 同上」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

3 「略」

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)
第二十二條の十四 法第五十一條の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)
第二十二條の十六 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 法第六十二條の三の規定により、第二種廃棄

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 「同上」

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)
第二十二條の十四 法第五十一條の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、六月とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に係るものに限る。)は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)
第二十二條の十六 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 「同上」

物理設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

【一・二 略】

三 廃棄物埋設施設の故障により、限定された区域からの核燃料物質等の漏出を防止する機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

【四〇十一 略】

別記様式第 1（第 4 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄物埋設施設用）

【略】

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量を併記すること。

備考 【略】

別記様式第 2（第 7 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

【略】

【略】			
整理番号 (注 1)	放射性廃棄物の発生場所 (注 2)	放射性廃棄物の種類 (注 2)	容器に封入し、又は容器に固型化した方法 (注 2)

【一・二 同上】

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

【四〇十一 同上】

別記様式第 1（第 4 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄物埋設施設用）

【同上】

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量を併記すること。

備考 【同上】

別記様式第 2（第 7 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

【同上】

【同上】			
放射性廃棄物の発生場所、	整理番号 (注 2)	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類 容器に封入し、又は容器に固型化した方法

整理番号(注1)	重量	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー(注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー(注4)
整理番号(注1)	表面の放射性物質の密度(注5)	耐荷重強度(注2)	
整理番号(注1)	廃棄体の健全性及び廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無(注2)		
整理	想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛		

種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法(注1)			
整理番号(注2)	重量(注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー(注4)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー(注5)
整理番号(注2)	表面の放射性物質の密度(注6)	耐荷重強度	
整理番号(注2)	廃棄体の放射性物質の密度及び廃棄体の耐荷重強度		

番号 (注1)	散又は漏えいする放射性物質の量又は漏えい率 (注2)
整理番号 (注1)	放射性廃棄物を示す標識 (注2)
[略]	

[割る。]

注1 [略]

注2 記載内容が共通のものについてはまとめて記載すること。

注3 [割る。]

注4 埋設しようとする全ての廃棄体に含まれる放射エネルギーの総和又は埋設しようとするそれぞれの廃棄体に含まれる放射エネルギーをベクレル単位 (有効数字2桁) で記載すること。

注5 [略]

注6 [略]

注7 [割る。]

廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質及び著しい破損の有無並びに無並びに廃棄体に付ける標識 (注7)	整理番号 (注2)	廃棄体の健全性をあ損なうおそれのある物質の有無	著しい破損の有無	放射性廃棄物を示す標識
[同上]				

注1 放射性廃棄物の発生場所、放射性廃棄物の種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。

注2 [同上]

注3 [加える。]

注4 キログラム単位で記載すること。

注5 ベクレル単位 (有効数字2桁) で記載すること。

注6 [同上]

注7 [同上]

注8 [同上]

注9 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無、著しい破損の有無及び放射性廃棄物を示す標識が共通の廃棄体につ

備考 [略]

別記様式第 3 (第 7 条関係)
 廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)
 [略]

[略]			
区分	放射性廃棄物の発生場所 (注 1)	放射性廃棄物の種類 (注 1)	
重量	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量 (注 2)	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量濃度 (注 3)	
廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無 [略]			

いはまとめて記載すること。
 備考 [同上]

別記様式第 3 (第 7 条関係)
 廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)
 [同上]

[同上]			
コンクリート等廃棄物の種類 (注 1)	区分	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類
コンクリート等廃棄物の重量、当該廃棄物に含まれる放射性物質の放射能量及び放射能量濃度	重量	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量 (注 2)	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量濃度 (注 3)
爆発性の物質の有無 [同上]			

<p>注 1 <u>記載内容が共通のもの</u>についてはまとめて記載すること。</p> <p>2 <u>埋設しようとする全てのコンクリート等廃棄物に含まれる放射エネルギーの総和又は埋設しようとするそれぞれのコンクリート等廃棄物に含まれる放射エネルギー</u>をベクレル単位（有効数字 2 桁）で記載すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>注 1 <u>放射性廃棄物の発生場所及び放射性廃棄物の種類が共通のもの</u>についてはまとめて記載すること。</p> <p>2 <u>ベクレル単位</u>（有効数字 2 桁）で記載すること。</p> <p>3 [同上]</p> <p>備考 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は任意である。</p>	

別表第二 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（中深度処分に係るものを除く。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「安全機能」とは、廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、その機能の喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものをいう。</p> <p>二 「安全機能を有する施設」とは、廃棄物埋設施設のうち、安全機能を有するものをいう。</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（余裕深度処分に係るものを除く。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>第三条 廃棄物埋設施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該廃棄物埋設施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全性が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 廃棄物埋設施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）であつてその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、事業所又はその周辺において想定される廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならぬ。

「一、三 略」

(異常時の放射線障害の防止)

第九条 安全機能を有する施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、当該安全機能を有

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 廃棄物埋設施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならぬ。

2 廃棄物埋設施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第七条 廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により当該廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならぬ。

「一、三 同上」

(異常時の放射線障害の防止等)

第九条 廃棄物埋設施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

する施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

「各号を削る。」

(廃棄物埋設地)

第十条 廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 廃棄物埋設地（ピット処分に係るものに限る。）は、外周仕切設備を設置する方法、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間にあつては廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあつては廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。

二 廃棄物埋設地（トレンチ処分に係るものに限る。）は、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法により、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。

三 埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全機能が損なわれないものであること。

四 廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

「項を削る。」

(廃棄物埋設地)

第十条 廃棄物埋設地は、廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいを防止する機能を有するものでなければならない。

「各号を加える。」

一 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

二 前号の期間中において、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

2 二 二
ピット処分を行う場合の廃棄物埋設地は、外周仕切設備を設置する方法その他の方法により、少なくとも埋設が終了するまでの

「項を削る。」

(放射線管理施設)

第十一条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 放射線から放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

(監視測定設備)

第十二条 事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報(第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

一 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量

二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量

三 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況

(廃棄施設)

第十三条 廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、廃棄物埋設施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

2 「略」

期間、放射性物質を廃棄物埋設地の限定された区域に閉じ込める機能を有するものでなければならない。

3 廃棄物埋設地は、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全性を損なわないものでなければならない。

(放射線管理施設)

第十一条 「同上」

一 「同上」

二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

「条を加える。」

(廃棄施設)

第十二条 廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、放射性廃棄物の埋設に伴い発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

2 「同上」

「条を削る。」

(予備電源)

第十四条 安全機能を有する施設(その安全機能を維持するため
電気の供給が必要なものに限る。)には、外部電源系統からの電
気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に
使用することができる予備電源を設けなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(地下水の水位等の監視設備)

第十三条 廃棄物埋設施設には、地下水の水位その他の廃棄物埋設
地及びその周辺の状況を監視し、及び測定する設備(第十一条第
一号及び第二号に規定する設備を除く。)を設けなければならない。
い。

(予備電源)

第十四条 廃棄物埋設施設には、外部電源系統からの電気の供給が
停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用するこ
とができる予備電源を設けなければならない。

(案)

改正 令和元年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和元年 月 日

原子力規制委員会

第二種廃棄物埋施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について

第二種廃棄物埋施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原菅発第 1311277 号）の一部を、別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
目次			目次		
条	見出し	(削る)	条	見出し	頁
第一条	(略)	(削る)	第一条	(略)	<u>2</u>
第二条	(略)	(削る)	第二条	(略)	<u>2</u>
第三条	<u>安全機能を有する施設の地盤</u>	(削る)	第三条	<u>廃棄物埋設施設の地盤</u>	<u>2</u>
第四条	(略)	(削る)	第四条	(略)	<u>4</u>
第五条	(略)	(削る)	第五条	(略)	<u>5</u>
第六条	(略)	(削る)	第六条	(略)	<u>6</u>
第七条	(略)	(削る)	第七条	(略)	<u>7</u>
第八条	(略)	(削る)	第八条	(略)	<u>7</u>
第九条	異常時の放射線障害の <u>防止</u>	(削る)	第九条	異常時の放射線障害の <u>防止等</u>	<u>8</u>
第十条	(略)	(削る)	第十条	(略)	<u>11</u>
第十一条	(略)	(削る)	第十一条	(略)	<u>12</u>
第十二条	<u>監視測定設備</u>		(新設)		
第十三条	(略)	(削る)	第十二条	(略)	<u>13</u>
(削る)	(削る)	(削る)	第十三条	<u>地下水の水位等の監視設備</u>	<u>13</u>
第十四条	(略)	(削る)	第十四条	(略)	<u>14</u>
第十五条	(略)	(削る)	第十五条	(略)	<u>14</u>
第3条 (安全機能を有する施設の地盤)			第3条 (廃棄物埋設施設の地盤)		

1 第1項に規定する「安全機能を有する施設を十分に支持することができる」とは、安全機能を有する施設について、自重及び作業時の荷重等に加え、本規程第4条第2項の分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する設計であることをいう。

2 (略)

(削る)

3 (略)

第4条 (地震による損傷の防止)

1 (略)

2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失

1 第1項に規定する「廃棄物埋設施設を十分に支持することができる」とは、廃棄物埋設施設について、自重及び作業時の荷重等に加え、本規程第4条2の分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する設計であることをいう。

2 (略)

3 第2項に規定する「安全性が損なわれるおそれがない」とは、廃棄物埋設地については、ピット処分に係る埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間においては、閉じ込めの機能及び遮蔽の機能が損なわれないことを、ピット処分に係る埋設の終了後及びトレンチ処分に係る埋設する放射性廃棄物の受入れの開始以後においては、移行抑制の機能及び遮蔽の機能が損なわれないことをいい、廃棄物埋設地の附属施設については、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている期間において、閉じ込めの機能及び遮蔽の機能が損なわれないことをいう。

4 (略)

第4条 (地震による損傷の防止)

1 (略)

2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能(以下「安全機能」という。)の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射

した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。
安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、以下に掲げるクラスに分類するものとする。

一 （略）

二 Cクラス

安全機能を有する施設のうち、Bクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

3 第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。

一～三 （略）

4 第2項に規定する「地震力」の算定に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「実用炉設置許可基準解釈」という。）別記2第4条第4項の方法を準用すること。

第5条（津波による損傷の防止）

1 （略）

（削る）

線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。
廃棄物埋施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラスに分類するものとする。

一 （略）

二 廃棄物埋施設のうち、Bクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。

3 第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、廃棄物埋施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。

一～三 （略）

4 第2項に規定する「地震力」の算定に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「実用炉設置許可基準解釈」という。）第4条4の方法を準用すること。

第5条（津波による損傷の防止）

1 （略）

2 第5条に規定する「安全性が損なわれるおそれがない」とは、廃棄物埋設地については、ピット処分に係る埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間においては、閉じ込めの機能及び遮蔽の機能が損なわれないことを、ピット処分に係る埋設の終了後及びトレンチ処分に係る埋設する放射性廃棄物の受入れの開始以後におい

2 第5条に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、前項の津波に対する廃棄物埋設施設の設計に当たっては、以下のいずれかの方針によること。

一 安全機能を有する施設は、津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。

二 津波による遡上波が到達する高さにある場合には、遡上波によって安全機能を損なうおそれがないこと。「安全機能を損なうおそれがないこと」とは、遡上波による安全機能への影響を評価し、施設の一部の機能が損なわれることがあっても、廃棄物埋設施設全体として安全性が確保されることをいう。なお、「安全機能を損なうおそれがないこと」には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置して、遡上波の到達又は流入を防止することを含む。

3 前項の遡上波の到達防止に当たっては、実用炉設置許可基準解釈別記3第5条第3項第1号②の方針を準用すること。

4 本規程第5条第2項第2号の津波防護施設及び浸水防止設備並びに津波監視設備を設置する場合には、実用炉設置許可基準解釈別記3第5条第3項第2号及び第5号から第7号までの方針を準用すること。この場合において、これら規定中「発電所」とあるのは「廃棄物埋設施設」と読み替えるものとする。

第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）

ては、移行抑制の機能及び遮蔽の機能が損なわれないことをいい、廃棄物埋設地の附属施設については、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている期間において、閉じ込めの機能及び遮蔽の機能が損なわれないことをいう。

3 第5条の「安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、上記1の津波に対する廃棄物埋設施設の設計に当たっては、以下の方針によること。

一 廃棄物埋設施設は、津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。

二 津波による遡上波が到達する高さにある場合には、遡上波によって閉じ込め、移行抑制及び遮蔽の安全機能を損なうおそれがないこと。「安全機能を損なうおそれがないこと」とは、遡上波による安全機能への影響を評価し、廃棄物埋設施設全体として安全性が確保されることをいう。なお、「安全機能を損なうおそれがないこと」には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置して、遡上波の到達又は流入を防止することを含む。

4 上記3の遡上波の到達防止に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第5条3の一の②の方針を参考とすること。

5 上記3の二の津波防護施設及び浸水防止設備並びに津波監視設備を設置する場合には、実用炉設置許可基準解釈第5条3の二及び五から七までの方針を準用すること。

第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）

1 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学的・技術的知見に基づき、洪水、地滑り、火山の影響等から適用されるものをいう。なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重畳を考慮すること。

2 第2項に規定する「廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、ダムの崩壊等をいう。

3 第1項及び第2項に規定する「安全機能を損なわないもの」とは、安全機能が達成されること（安全上支障のない期間内において速やかに修復できることが確実であることを含む。）をいう。

1 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学的・技術的知見に基づき、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、地形及び陸水の変化、生物学的事象、森林火災等から適用されるものをいう。なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重畳を考慮すること。

2 第2項に規定する「廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、電磁的障害等をいう。なお、上記「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認すること。近隣工場における事故については、その工場における事故の影響が、廃棄物埋設施設の安全性を損なうことがないことを確認すること。

3 第1項及び第2項に規定する「安全性を損なわない」とは、廃棄物埋設地については、ピット処分に係る埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間においては、閉じ込めの機能及び遮蔽の機能が損なわれないことを、ピット処分に係る埋設の終了後及びトレンチ処分に係る埋設する放射性廃棄物の受入れの開始以後においては、移行抑制の機能及び遮蔽の機能が損なわれないことをいい、廃棄物埋設地の附属施設については、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている期間において、閉じ込めの機能及び遮蔽の機能が損なわれないことをいう。

第7条（火災等による損傷の防止）

- 1 第1号については、安全機能を有する施設は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計であること。なお、安全機能を有する施設において可燃性物質を使用する場合は、火災・爆発を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止、可燃性物質の漏えい防止及び漏れ込み防止等の措置を講じた設計とすることが必要である。
- 2 第2号については、安全機能を有する施設は、火災・爆発の発生を早期に感知し、及び消火するために、必要に応じて、火災・爆発の検知・警報設備、消火設備等が設けられていること。
- 3 第3号については、安全機能を有する施設は、火災・爆発の影響を軽減するために、換気設備の分離、防火区画の設置等の措置を講じた設計であること。

第8条（遮蔽等）

- 1 第1項に規定する「線量を十分に低減できる」とは、平常時における廃棄物埋施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線により公衆の受ける線量が、第10条第1号及び第2号に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質」の移行及び第13条第1項に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質」の放出により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、As Low As Reasonably Achievable (ALARA) の考え方の下、実効線量で50マイクロシー

第7条（火災等による損傷の防止）

- 1 第1号については、廃棄物埋施設は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計であること。なお、廃棄物埋施設において可燃性物質を使用する場合は、火災・爆発を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止、可燃性物質の漏えい防止及び漏れ込み防止等の措置を講じた設計とすることが必要である。
- 2 第2号及び第3号については、廃棄物埋施設は、火災・爆発の拡大を防止するために、火災・爆発の検知、警報設備、消火設備等が設けられるとともに、火災・爆発の発生による影響低減のための措置を講じた設計であること。
(新設)

第8条（遮蔽等）

- 1 第1項に規定する「線量を十分に低減できる」とは、平常時における廃棄物埋施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線により公衆の受ける線量が、廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行（第10条第1項）及び廃棄物埋施設からの環境への放射性物質の放出（第12条第1項）により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、As Low As Reasonably Achievable (ALARA) の考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設の安全審査におけ

ベルト／年以下であることをいう。

2・3 (略)

4 第3項に規定する「飛散防止のための措置」とは、誤操作や機器の故障による放射性廃棄物の落下防止のための措置、落下物による放射性廃棄物の損傷防止のための措置その他必要な措置をいう。

第9条（異常時の放射線障害の防止）

1 第9条に規定する「異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、以下の異常の発生の可能性を検討し、異常が発生した場合における敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が5ミリシーベルト以下であることをいう。

① 誤操作による放射性廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散

(削る)

(削る)

② 廃棄物埋設施設内の火災及び爆発による影響

③ その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等であって、公衆の放射線被ばくの観点から重要と考えられる異常

る一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できるものであること。)

2・3 (略)

4 第3項に規定する「飛散防止のための措置」は、放射性固体廃棄物の落下防止のために必要な措置を含む。

第9条（異常時の放射線障害の防止等）

1 第1号に規定する「放射線障害を及ぼさないものであること」とは、事故・異常時における公衆の受ける線量が、発生した事故・異常につき5ミリシーベルト以下であることをいい、以下を考慮して設計されていることが必要である。

一 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間においては、以下の事故・異常の発生の可能性を検討し、廃棄物埋設施設に事故・異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

① 誤操作による放射性固体廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散

② 配管等の破損、各種機器の故障等による放射性物質の漏出

③ 自然現象による影響

(新設)

(新設)

<p>(削る)</p>	<p>④ <u>外部人為事象（故意によるものを除く。）、火災・爆発、電源喪失等による影響</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>二 <u>埋設の終了から廃止措置の開始までの間においては、以下の事故・異常の発生の可能性を検討し、廃棄物埋設施設に事故・異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。なお、人工バリア（埋設された放射性廃棄物からの放射性物質の漏出の防止及び低減を行う人工構築物をいう。以下同じ。）及び天然バリア（埋設された放射性廃棄物又は人工バリアの周囲に存在し、埋設された放射性廃棄物から漏出してきた放射性物質の生活環境への移行の抑制を行う岩盤又は地盤等をいう。以下同じ。）の機能の劣化等に係る状態設定は保守的な仮定によること。</u></p> <p>・ <u>自然現象、外部人為事象（故意によるものを除く。）、火災・爆発、電源喪失等による廃棄物埋設施設からの放射線及び放射性物質の異常な放出又は漏出</u></p>
<p>2 <u>第9条に規定する「廃止措置の開始まで」とは、ピット処分にあつては埋設の終了後300～400年以内、トレンチ処分にあつては埋設の終了後50年程度を目安とする。</u></p>	<p>2 <u>第2号に規定する「前号の期間」は、ピット処分にあつては埋設の終了後300～400年以内、トレンチ処分にあつては埋設の終了後50年程度以内を目安とする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>3 <u>第2号に規定する「廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるもの」とは、設計時点における知見に基づき、廃棄物埋設施設の基本設計及びその方針について、廃止措置の開始以後における埋設した放射性廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の環境に及ぼす影響が以下の基準を満たすよう設計されていることをいう。</u></p> <p>一 <u>評価に当たっては、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺に係る過去の記録や現地調査結果等の最新の科学的・技術的知見に基づき、</u></p>

人工バリア及び天然バリアの機能並びに被ばく経路等に影響を与える自然現象及び土地利用による人間活動を考慮するものとし、人工バリア及び天然バリアの機能の状態の変化に関する要素を体系的に収集・分析し、網羅的・包括的に評価すべきシナリオを選定し、評価を行う。

二 廃止措置の開始以後において評価の対象とする期間は、シナリオごとに公衆が受ける線量として評価した値の最大値が出現するまでの期間とする。

三 基本シナリオ

① 基本シナリオは、過去及び現在の状況から、廃棄物埋設地及びその周辺の地質環境、被ばく経路の特性に基づき将来起こる可能性が最も高いと予見される一連の変化を考慮し、科学的に最も可能性が高いと考えられる状態設定の下で、科学的に最も可能性が高いと考えられるパラメータを用いて評価すること。

② 科学的に最も可能性が高い状態設定による評価シナリオにより与えられる線量が、可能な限り低く抑えられるように、廃棄物埋設施設の設計が配慮されているものであることを示すこと。すなわち、基本シナリオによる評価の結果により、埋設した放射性固体廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の生活環境に及ぼす影響が無視できるほど軽微であることを示すものとして、公衆の受ける線量が年間当たり10マイクロシーベルト以下になる可能性が十分にあることを示すこと。

③ 同一事業所内に複数の廃棄物埋設施設が予定される場合は、これらの重畳を考慮すること。

四 変動シナリオ

<p>第10条（廃棄物埋設地） （削る）</p>	<p>① <u>変動シナリオは、基本シナリオに対する不確かさを網羅的に考慮した状態設定の下で、科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定により評価する。なお、パラメータ間に相関関係がある場合には、これを勘案した上で保守性が確保されるように設定すること。</u></p> <p>② <u>科学的に想定される変動要因を網羅的に考慮した評価シナリオにおいて、廃棄物埋設施設の設計が様々な不確かさに対する頑健性を有するものであることを示すこと。すなわち、変動シナリオによる評価の結果により、公衆の受ける線量が国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告（Pub. 103等）で示された線量拘束値の上限である年間当たり300マイクロシーベルトを超えないことを示すこと。</u></p> <p>③ <u>同一事業所内に複数の廃棄物埋設施設が予定される場合は、これらの重畳を考慮すること。</u></p> <p>五 <u>上記以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオについては、サイト条件を十分に勘案して、その影響について評価を行い、公衆の受ける線量が年間当たり1ミリシーベルトを超えないことを示すこと。</u> <p>第10条（廃棄物埋設地）</p> <p>1 <u>第1項に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいを防止する」とは、次のことをいう。</u></p> <p>一 <u>埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間にあっては、平常時における廃棄物埋設地からの放射性物質の漏</u></p>
------------------------------	---

<p>(削る)</p> <p>1 <u>第1号に規定する「外周仕切設備を設置する方法、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法」及び第2号に規定する「その表面を土砂等で覆う方法その他の方法」とは、以下の設計をいう。</u></p> <p>一 <u>埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質の性質及び放射能濃度に応じて、設計時点において合理的かつ利用可能な最善の建設・施工技術によるものであること。</u></p>	<p><u>出及び移行に伴う公衆の受ける線量が、廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線（第8条第1項）並びに廃棄物埋設施設からの環境への放射性物質の放出（第12条第1項）により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できるものであること。）。</u></p> <p>二 <u>廃止措置の開始後にあつては、第9条3の三の②及び四の②を満たすこと。</u></p> <p>2 <u>第1項の「異常な漏えいを防止する機能」については、以下に留意して設計されていることが必要である。</u></p> <p>一 <u>合理的に利用可能な最善の建設・施工技術によるものであること。</u></p> <p>二 <u>劣化・損傷に対する抵抗性を考慮すること。</u></p> <p>三 <u>劣化・損傷が生じた場合にも当該機能ができるだけ維持できる構成・仕様であること。</u></p> <p>四 <u>人工バリア及び天然バリアが有する機能については、その機能を構成する特性の一つに過度に依存しないこと。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>二 <u>劣化・損傷に対する抵抗性を考慮すること。</u></p>	
<p>三 <u>劣化・損傷が生じた場合にも機能が維持できる（安全上支障のない期間内において速やかに修復できることが確実であることを含む。）構造・仕様であること。</u></p>	
<p>2 <u>第1号に規定する「廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する」とは、雨水や地下水の浸入を防止する構造及び放射性物質の漏出を防止する構造が相まって、廃棄物埋設地の限定された区域から放射性物質が漏えいしない状況（工学的に有意な漏えいがない状況）を達成することをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>第1号に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能」は、地下水の浸入を抑制する機能、放射性物質を収着する機能等の機能のうち、一つのものに過度に依存しないこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>第1号及び第2号の「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減」については、平常時における廃棄物埋設地からの放射性物質の移行に伴う公衆の受ける線量が、第8条第1項に規定する「廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量」及び第13条第1項に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質」の放出により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、実効線量で50マイクロシーベルト/年以下であること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>第3号に規定する「安全機能が損なわれないものであること」とは、埋設した放射性廃棄物、人工バリア（埋設する放射性廃棄物からの放射性物質の漏出の防止又は低減の機能を有する人工構築物をいう。以下同じ。）及び廃棄物埋設地に充填する土砂等が含有する可燃性の化</u></p>	<p>3 <u>第3項に規定する「安全性を損なわない」とは、埋設した放射性廃棄物、外周仕切設備及び廃棄物埋設地に充填する土砂等に含有する化学物質が人工バリア及び天然バリアの機能に有意な影響を及ぼさない対策を講じた設計であることをいう。</u></p>

学物質、可燃性ガスを発生する化学物質その他の化学物質の性質及び量に応じて、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地の安全機能に有意な影響を及ぼさないよう対策を講じたものであることをいう。

6 第4号に規定する「廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるもの」とは、設計時点における知見に基づき、廃棄物埋設施設の基本設計について、廃止措置の開始後における埋設した放射性廃棄物に起因して発生することが想定される放射性物質が公衆に及ぼす影響が、以下に掲げる各シナリオに基づく評価の結果、それぞれの基準を満たすよう設計されていることをいう。

これらの評価は、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺に係る過去の記録や、現地調査等の最新の科学的・技術的知見に基づき、人工バリア及び天然バリア（埋設された放射性廃棄物又は人工バリアの周囲に存在し、埋設された放射性廃棄物から漏出してきた放射性物質の生活環境への移行の抑制を行う岩盤又は地盤等をいう。以下同じ。）の状態の変化、被ばくに至る経路等に影響を与える自然現象及び土地利用による人間活動を考慮した上で行うこと。なお、廃止措置の開始後において評価の対象とする期間は、シナリオごとに公衆が受ける線量として評価した値の最大値が出現するまでの期間とする。

二 自然事象シナリオ

自然現象による放射性物質の廃棄物埋設地からの漏えい、天然バリア中の移行、河川等への移行及び一般的な土地利用（廃棄物埋設地の掘削を伴うものを除く。）を考慮したシナリオを対象として、以下のとおりであること。この際、同一の事業所内に複数の廃棄物埋設施設の設置が予定される場合は、これらの重畳を考慮すること。

(新設)

イ 科学的に合理的と考えられる範囲の人工バリアと天然バリアの状態及び被ばくに至る経路の組み合わせのうち最も厳しいシナリオであっても、評価される公衆の受ける線量が、300マイクロシーベルト／年を超えないこと。

ロ 科学的に合理的と考えられる範囲の人工バリアや天然バリアの状態及び被ばくに至る経路の組み合わせのうち、最も可能性が高いと考えられるパラメータを設定し、評価される公衆の受ける線量が、10マイクロシーベルト／年を超えないこと。

二 人為事象シナリオ 廃棄物埋設地の掘削による放射性物質の廃棄物埋設地からの漏えい、天然バリア中の移行及び当該掘削後の土地利用を考慮したシナリオに基づき、評価される公衆の受ける線量が、ピット処分にあっては1ミリシーベルト／年、トレンチ処分にあっては300マイクロシーベルト／年をそれぞれ超えないこと。ただし、外周仕切設備等と同等の掘削抵抗性を有する設備を設置したトレンチ処分にあっては1ミリシーベルト／年を超えないこと。

第11条（放射線管理施設）

1 （略）

（削る）

第11条（放射線管理施設）

1 （略）

2 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいう。

一 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による周辺環境における放射線量並びに操業に伴い周辺環境に放出される放射性物質の濃度等を監視及び測定できる設備を有する設計であること。

2 第2号に規定する「必要な情報を適切な場所に表示する」とは、管理区域における放射線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、管理区域に立ち入る者が安全に認識できる場所に表示することをいう。

第12条（監視測定設備）

1 第1号に規定する「廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量」を監視し、及び測定できる設備は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

一 ピット処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間にあっては廃棄物埋設地の限定された区域から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあっては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を、それぞれ監視及び測定できる設計であること。

二 トレンチ処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地

二 ピット処分を行う場合は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間において、人工バリアから漏出する放射性物質の濃度等を監視及び測定できる設計であること。

三 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地の外に漏出し生活環境に移行する放射性物質の濃度等を監視及び測定できる設計であること。

四 測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定ができる性能を有する監視設備及び測定設備を用いること。

3 第3号に規定する「必要な情報を適切な場所に表示する」とは、管理区域における放射線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、管理区域に立ち入る者が安全に認識できる場所に表示することをいう。

（新設）

から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を監視及び測定できる設計であること。

2 前項の設備は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

一 測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定ができる性能を有し、かつ、人工バリア及び天然バリアの機能を著しく損なわないものであること。

二 廃止措置の開始以降において設備を設置した場所を經由した放射性物質の異常な漏えいが生じるおそれがある場合は、異常な漏えいが生じないように当該設備の解体及び埋戻しを行うことができるものであること。

3 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量」を監視し、及び測定できる設備は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による周辺環境における放射線量並びに操業に伴い周辺環境に放出される放射性物質の濃度等を監視及び測定できる設計であること。

4 第3号に規定する「地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況」を監視し、及び測定できる設備は、事業規則第19条の2に規定する定期的な評価等に必要データを取得するため、人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等の監視及び測定の項目を選定し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、監視及び測定できる設計であること。ただし、実際の環境と類似した環境下での原位置試験等の間接的な方法により人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等のデータを取得できる場合は、当該方法

によることができる。

第13条（廃棄施設）

1 第1項の「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減」については、平常時に周辺環境に対して放出される放射性物質による公衆の受ける線量が、第8条第1項に規定する「廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量」及び第10条第1号及び第2号に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質」の移行により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下であること。

2 （略）

3 第1項及び第2項に規定する「保管廃棄する施設」とは、事業規則第2条第1項第2号リに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。

（削る）

第12条（廃棄施設）

1 第1項については、廃棄物埋設施設の操業に伴い発生する放射性廃棄物の処理施設は、平常時に周辺環境に対して放出される放射性物質の濃度について、法令に定める限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること。また、その放出される放射性物質による公衆の受ける線量が、平常時における廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線（第8条第1項）並びに廃棄物埋設地から漏出し、及び移行する放射性物質（第10条第1項）による線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できるものであること。）。

2 （略）

3 第1項及び第2項に規定する「保管廃棄する施設」とは、事業規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。

第13条（地下水の水位等の監視設備）

1 第13条に規定する「廃棄物埋設地及びその周辺の状況を監視し、及び測定する設備」とは、次のことをいう。

一 第9条第2号並びに第10条第1項及び第2項との関係に基づき

<p>第14条（予備電源）</p> <p>1 第14条に規定する「予備電源」とは、停電等の外部電源系の機能喪失時に、監視、警報、通信連絡等に必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある<u>常設の予備電源</u>をいう。なお、予備電源については、廃棄物埋施設における事故・異常発生時において緊急を要する事態が想定されない場合は、<u>仮設電源（可搬型）</u>によることができる。</p> <p>第15条（通信連絡設備等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、事業所外必要箇所への<u>異常</u>の発生等に係る連絡を音声により行うことができる通信連絡設備を使用できることをいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第3項に規定する「事業所内の人の退避のための設備」とは、通常の照明用電源喪失時においても機能する避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路をいう。なお、避難用の照明</p>	<p><u>事業規則第19条の2に規定する定期的な評価等に必要データを取得するため、人工バリア及び天然バリアの機能に係る地下水の状況等の監視及び測定</u>の項目を選定し、<u>埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、監視及び測定</u>できる設計であること。</p> <p>二 <u>測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定</u>ができる性能を有する監視設備及び測定設備を用いること。</p> <p>第14条（予備電源）</p> <p>1 第14条に規定する「予備電源」とは、停電等の外部電源系の機能喪失時に、監視、警報、通信連絡等に必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある<u>予備電源</u>をいう。なお、予備電源については、廃棄物埋施設における事故・異常発生時において緊急を要する事態が想定されない場合は、<u>可搬型の電源</u>によることができる。</p> <p>第15条（通信連絡設備等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、事業所外必要箇所への<u>事故・異常</u>の発生等に係る連絡を音声により行うことができる通信連絡設備を使用できることをいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第3項に規定する「事業所内の人の退避のための設備」とは、通常の照明用電源喪失時においても機能する避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路をいう。なお、避難用の照明</p>
--	---

については、廃棄物埋設施設における異常発生時において緊急を要する事態が想定されない場合は、可搬型の仮設照明によることができる。

については、廃棄物埋設施設における事故・異常発生時において緊急を要する事態が想定されない場合は、可搬型の仮設照明によることができる。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十

三年総理府令第一号） 別表第一

二 第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規

則第三十号) 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による許可を受けている廃棄物埋設施設に係る廃棄物埋設施設等確認については、施行日以後最初に行われる当該廃棄物埋設施設に係る法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可の処分がある日までの間は、新事業規則第四条から第六条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にされている旧事業規則第七条の規定による申請に係る放射性廃棄物等確認については、新事業規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現に法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けている者（次項に規定する者を除く。）は、公布の日から起算して三月を経過する日までに、新事業規則第二十条第一項

第十四号に掲げる事項に係る法第五十一条の十八第一項後段の規定による保安規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、施行日から当該申請に係る変更の認可又は拒否の処分がある日までの間に行う放射性廃棄物等確認については、新事業規則第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による許可又は法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けている者であつて、当該許可を受けたところにより埋設する全ての放射性廃棄物について放射性廃棄物等確認を受けている者については、新事業規則第二十条第一項第十四号の規定は適用しない。

6 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 旧事業規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設施設の事業に関する規則をいう。

二 新事業規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄

物埋設施設の事業に関する規則をいう。

三 施行日 この規則の施行の日をいう。

四 廃棄物埋設施設等確認 法第五十一条の六第一項の規定による確認をいう。

五 放射性廃棄物等確認 法第五十一条の六第二項の規定による確認をいう。

別表第一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条の二 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 「略」 二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。 三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。 七 「コンクリート等廃棄物」とは、<u>固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。</u> 「四〇六 略」 「イハ 略」 八 「管理区域」とは、<u>廃棄物埋設施設</u>の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>「九〇十一 略」</p>	<p>(定義) 第一条の二 「同上」 2 「同上」 一 「同上」 二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするもの（<u>第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。</u>）をいう。 三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地（<u>第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。</u>以下同じ。）において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。 「四〇六 同上」 七 「コンクリート等廃棄物」とは、<u>容器に封入しておらず、又は容器に固型化していない固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。</u> 「イハ 同上」 八 「管理区域」とは、<u>廃棄物埋設施設（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。</u>以下同じ。）の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>「九〇十一 同上」</p>

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画放射能量(廃棄物埋設地を物理的に区画する場合において区画ごとの放射性物質に含まれる放射能量をいう。以下同じ。)を記載すること。

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備に関する安全確保のための設計(以下「安全設計」という。)の基本的方針(安全機能を有する施設及びその安全機能並びにその安全機能を維持すべき期間に関する事項を含む。)

ロ 廃棄物埋設施設の一般構造

ハ 略

(1) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(2) 火災又は爆発の防止に関する構造
(3) 放射性物質の漏出の防止及び低減に関する構造
(4) 放射線の遮蔽に関する構造
(5) 放射性物質の飛散防止に関する構造
(6) 略
(7) 略

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 「同上」

「号の細分を加える。」

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

(1) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(2) 「加える。」
(3) 「加える。」
(4) 「加える。」
(5) 「加える。」
(6) 「加える。」
(7) 「同上」

ニ|| 廃棄物埋設地の構造及び設備

(1) 構造及び設備（トレンチ処分を行う場合にあつては、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入抑制に関するものを含む。）

(2) 「略」

ホ|| 「略」

ヘ|| 「略」

ト|| 「略」

チ|| 監視測定設備

(1) 主要な計装設備の種類

(2) その他の主要な事項

リ|| 「略」

(1) 「略」

(3) 予備電源設備の構造

(4)|| 通信連絡設備等の構造

(6)|| 「略」

(三) 五 「略」

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四 六 略」

七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生するこ
とが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

「八 十 略」

3 4 || 略

ハ|| 「同上」

(1) 構造及び設備

(2) 「同上」

ニ|| 「同上」

ホ|| 「同上」

ヘ|| 「同上」

「号の細分を加える。」

ト|| 「同上」

(1) 「同上」

(3) 「加える。」

(4)|| 「加える。」

(三) 五 「同上」

「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四 六 同上」

七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

「八 十 同上」

3 4 || 同上

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四〃六 略」

七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四〃六 同上」

七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 「略」

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 廃棄物埋設施設の設計図、構造図、設計計算書等の設計図書並びに及び廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 廃棄物埋設施設の付近の見取図

三 廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書

四 「略」

五 「略」

2 前項の申請書又は同項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 廃棄物埋設地の位置、構造及び設備に関する事項 当該廃棄物埋設地の位置、構造及び設備の状況が確認できるとき。

二 廃棄物埋設地の附属施設の位置、構造及び設備に関する事

3 「同上」

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 当該廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 当該廃棄物埋設施設の付近の見取図

三 「号を加える。」

四 「同上」

五 「同上」

「項を加える。」

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 「同上」

一 放射線管理施設以外の廃棄物埋設施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

二 放射線管理施設の組立てに関する事項 施設が完成したと

項 それぞれの施設が完成したとき。

三 坑道の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四 「略」

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射エネルギー及び区画別放射エネルギーが、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類(以下「許可申請書等」という。)に記載した放射性物質の種類ごとの総放射エネルギー及び区画別放射エネルギーをそれぞれ超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「略」

四 ピット処分を行う場合にあつては、埋設時において、廃棄物埋設地の設備(廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。)を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄

き。

三 坑道(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。)の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四 「同上」

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準(以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギーの総量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類(以下この条及び第八条において「申請書等」という。)に記載した放射性物質の種類ごとの総放射エネルギーを超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所(廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画)にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「同上」

四 「号を加える。」

四 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄

物理設地の埋設地が終了した後において当該廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。

六 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物であつて、当該物質の性質及び量に照らして、廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのあるものを埋設しないこと。

七 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。

八 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載した構造及び設備を有すること。

〔項を削る。〕

物理設地の埋設が終了した後において空隙が残らないように措置すること。

五 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物を埋設しないこと。

六 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面を土砂等で覆うこと。

七 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、申請書等に記載した構造及び設備を有すること。

2 2 2
ピット処分（第一条の二第二項第四号イに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。

二 外周仕切設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ロ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

三 開口部の面積が五十平方メートルを超え、又は埋設容量が二百五十立方メートルを超える廃棄物埋設地は、前号に掲げる要件を備え、かつ、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。

四 埋設時においては、外周仕切設備及び前号の内部仕切設備

「項を削る。」

（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）
第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置（以下「放射性廃棄物等」という。）に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 埋設が終了した廃棄物埋設地又は第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設が終了した区画には、前項第六号に定めるところにより土砂等で覆う前に速やかに第二号に掲げる要件を備え、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された覆いを行うこと。

3|| ピット処分（第一条の二第二項第四号に掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。

二 放射性廃棄物を一体的に固型化したものは前項第二号に掲げる要件を備え、その体積はおおむね五百立方メートルを超えないようにすること。

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 同上」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

らない。

一 「略」

二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器に関する説明書

三 「略」

四 放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第六号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法に関する説明書

六 次条第二項第七号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

七 廃棄体を埋設する場合にあつては次条第二項第九号、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては同条第三項第四号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 中深度処分を行う場合

「イ・ロ 略」

ハ 当該廃棄体が次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

二 ピット処分又はトレンチ処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設（製錬施設

一 「同上」

二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器の強度及び密封性に関する説明書

三 「同上」

四 放射性廃棄物の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第五号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法及びその結果に関する説明書

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該廃棄体が次項に定めるところであること。

二 ピット処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設

加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものを除く。）及び使用施設等（核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によつて汚染された物を専ら取り扱うものに限る。）を除く。）を設置した工場又は事業所において生じたもの（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。）であること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であつて、次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

(2) 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であつて、第三項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

〔号の細分を削る。〕

〔号を削る。〕

2 廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 液体状の放射性廃棄物又はイオン交換樹脂、焼却灰、フィルタスラッジその他の粉状若しくは粒状の放射性廃棄物若し

設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体又はコンクリート等廃棄物であること。

〔加える。〕

〔加える。〕

ハ 当該廃棄体又はコンクリート等廃棄物が次項又は第三項に定めるとおりであること。

三 トレンチ処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であること。

ハ 当該コンクリート等廃棄物が第三項に定めるとおりであること。

〔同上〕

一 放射線障害防止のため、放射性廃棄物を原子力規制委員会の定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあ

くはこれらを成型した放射性廃棄物にあつては、容器に固型化してあること。

二 固体状の放射性廃棄物（前号に掲げるものを除く。）にあつては、容器に封入し、又は固型化してあること。

三 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

四 「略」

五 廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること。

六 埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

「号を削る。」

七 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少ないこと。

八 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置が講じられていること。

九 前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

二 コンクリート等廃棄物に含まれる物質によつて廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれがないこと。

三 コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

ること。

「号を加える。」

二 放射能濃度が申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

三 「同上」

四 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。

五 埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

六 著しい破損がないこと。

「号を加える。」

七 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

「号を加える。」

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、前項第二号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

「号を加える。」

一 爆発性の物質を含まないこと。

二 当該コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

四 前三号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

(放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、埋設しようとする放射性廃棄物等が前条第一項の技術上の基準に適合することを確認する方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認をしたときは、確認証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 略」

「二・三 略」

§ 略

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数

「号を加える。」

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、確認証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「二・三 同上」

§ 同上

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第二種廃

は、正本一通とする。

(許可の取消し)

第十二条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

(記録)

第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「略」	「略」	「略」
二 放射線管理記録 「イ」チ 略		

リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物(事業所内の廃棄物埋設地に埋設したものを除く。)の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法
「又・ル 略」
「三・四 略」

棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(許可の取消し)

第十二条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

(記録)

第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「同上」	「同上」	「同上」
二 「同上」		

「イ」チ 同上

リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物(事業所内の廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物を除く。)の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法
「又・ル 同上」
「三・四 同上」

五 「略」

六 降雨記録（法第五十一条の

二十五第二項の認可を受けた
場合を除く。）

イ 降雨量

ロ 一月間についての積算降
雨量

「七〇十四 略」

「2〇7 略」

（廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

（廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、その事業を開始した日以降十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一・二 略」

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするとき又は法第五十一条の二十五第二

五 「同上」

六 降雨記録

イ 降雨量（法第五十一条の

二十五第二項の認可を受けた
場合を除く。）

ロ 一月間についての積算降
雨量（法第五十一条の二十

五第二項の認可を受けた場
合を除く。）

「七〇十四 同上」

「2〇7 同上」

（廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定において、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

（廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一・二 同上」

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、廃棄物埋設地について、前

項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 「略」

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

「(1) 略」

(4) 核燃料物質等の取扱いに関すること。

(5) 「略」

ハ 「略」

「七〇十 略」

十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

「十二・十三 略」

十四 放射性廃棄物の受入れの基準に関すること。

十五 放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六 「略」

項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 「同上」

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「(1) 略」

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(5) 「同上」

ハ 「同上」

「七〇十 同上」

十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関すること。

「十二・十三 同上」

「号を加える。」

十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十五 「同上」

十七 [略]
 十八 [略]
 十九 [略]
 二十 [略]
 二十一 [略]

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。）を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

「一〇六 略」
 七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
 イ [略]
 ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
 「(1) (4) 略」
 (5) 核燃料物質等の取扱いに関すること。
 (6) [略]
 ハ [略]
 「八〇十一 略」
 十二 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

十三 [略]
 十四 [略]
 十五 [略]

十六 [同上]
 十七 [同上]
 十八 [同上]
 十九 [同上]
 二十 [同上]

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

「一〇六 同上」
 七 [同上]
 イ [同上]
 ロ [同上]
 「(1) (4) 同上」
 (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
 (6) [同上]
 ハ [同上]
 「八〇十一 同上」
 「号を加える。」

十二 [同上]
 十三 [同上]
 十四 [同上]

十六 〔略〕

十七 〔略〕

十八 〔略〕

十九 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

二十 〔略〕

二十一 〔略〕

二十二 〔略〕

二十三 〔略〕

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号又は前項第八号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

〔4・5 略〕

(保安規定の遵守状況の検査)

第二十条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 〔略〕

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類

十五 〔同上〕

十六 〔同上〕

十七 〔同上〕

十八 〔号を加える。〕

十九 〔同上〕

二十 〔同上〕

二十一 〔同上〕

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

〔4・5 同上〕

(保安規定の遵守状況の検査)

第二十条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 〔同上〕

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最

ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

〔二・三 略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・四 略〕

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生するこ
とが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六・七 略〕

3 〔略〕

（廃棄物取扱主任者の選任等）

第二十二条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格は、法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（核物質防護規定）

第二十二條の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・十八 略〕

大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

〔二・三 同上〕

2 〔同上〕

〔一・四 同上〕

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六・七 同上〕

3 〔同上〕

（廃棄物取扱主任者の選任等）

第二十二条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通とする。

（核物質防護規定）

第二十二條の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・十八 同上〕

2 「略」

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第二十二條の三 法第五十一條の二十三第二項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 「略」

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 法第五十一條の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の

三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四條の表第八號の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第二十二條の五 法第五十一條の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

「一」三 略」

(廃止措置として行うべき事項)

第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄~~及び~~、第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し並びに~~及び~~廃棄物埋設

2 「同上」

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第二十二條の三 法第五十一條の二十三第二項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、毎年一回行うものとする。

2 「同上」

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 法第五十一條の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の

三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四條の表第八號の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第二十二條の五 法第五十一條の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるものとする。

「一」三 同上」

(廃止措置として行うべき事項)

第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち第二種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄~~及び~~第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定す

地の所在等を示す措置の実施とする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第二十二條の六の二 法第五十一條の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一〇七 略」

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等
「九〇十四 略」

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
「一〇七 略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一〇四 略」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書
「一〇九 略」

十一 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書
「一一一 略」

3

「略」

る機関への引渡しとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第二十二條の六の二 「同上」

「一〇七 同上」

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
「九〇十四 同上」

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
「一〇七 同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
「一〇九 同上」

十一 「号を加える。」
「同上」

3

「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〜四 略」

「2・3 略」

§ 「略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第二十二条の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〜三 略」

四 前号に掲げるもののほか、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〜四 同上」

「2・3 同上」

§ 「同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第二十二条の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〜三 同上」

四 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二十二條の十一 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

「二〇三 略」

§ 略

（廃止措置の終了確認の基準）

第二十二條の十二 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 略」

四 廃棄物埋設地の所在等を示す措置が講じられていること。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二條の十三 法第五十一條の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「五〇七 略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 法第五十一條の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等に係る廃棄物埋

第二十二條の十一 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

「二〇三 同上」

§ 同上

（廃止措置の終了確認の基準）

第二十二條の十二 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二條の十三 法第五十一條の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「五〇七 同上」

2 「同上」

一 法第五十一條の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等（第二種廃棄物

設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

〔二〇四 略〕

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六〇十 略〕

3

〔略〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)

第二十二條の十四 法第五十一條の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第二十二條の十六 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。)に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

〔二〇四 同上〕

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

〔六〇十 同上〕

3

〔同上〕

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)

第二十二條の十四 法第五十一條の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、六月とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業に係るものに限る。)は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第二十二條の十六 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十六第二項の規定による認可を受けた者は(第二種廃棄物埋設事業に係る者に限る。)は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力

規制委員会に届け出なければならない。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 法第六十二條の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七條において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

【一・二 略】

三 廃棄物埋設施設の故障により、限定された区域からの核燃料物質等の漏出を防止する機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

【四〇十一 略】

別記様式第1(第4条関係)

廃棄物埋設確認申請書(廃棄物埋設施設用)

【略】

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギーを併記すること。

備考 【略】

別記様式第2(第7条関係)

廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)

【略】

【略】

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 【同上】

【一・二 同上】

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

【四〇十一 同上】

別記様式第1(第4条関係)

廃棄物埋設確認申請書(廃棄物埋設施設用)

【同上】

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギーを併記すること。

備考 【同上】

別記様式第2(第7条関係)

廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)

【同上】

【同上】

整理番号 (注1)	放射性廃棄物の発生場所 (注2)	放射性廃棄物の種類 (注2)	容器に封入し、又は容器に固型化した方法 (注2)
整理番号 (注1)	重量	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー (注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー濃度 (注4)
整理番号 (注1)	表面の放射性物質の密度 (注5)	耐荷重強度 (注2)	
整理番号 (注1)	廃棄体の健全性及び廃棄物物理設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無 (注2)		

放射性廃棄物の発生場所、種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法 (注1)	整理番号 (注2)	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類	容器に封入し、又は容器に固型化した方法
廃棄体の重量、廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー及び放射エネルギー濃度	整理番号 (注2)	重量 (注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー (注4)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー濃度 (注5)
廃棄体の放射表面の放射性物質の密度及び耐荷重強度	整理番号 (注2)	表面の放射性物質の密度 (注6)	耐荷重強度	

整理番号 (注1)	想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量又は漏えい率 (注2)
整理番号 (注1)	放射性廃棄物を示す標識 (注2)
[略]	

[割る。]

注1 [略]

注2 記載内容が共通のものについてはまとめて記載すること。
[割る。]

注3 埋設しようとする全ての廃棄体に含まれる放射能量の総和又は埋設しようとするそれぞれの廃棄体に含まれる放射能量をベクレル単位 (有効数字2桁) で記載すること。

び廃棄体の耐荷重強度				
廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質及び著しい破損の有無並びに廃棄体に付ける標識 (注7)	整理番号 (注2)	廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無	著しい破損の有無	放射性廃棄物を示す標識
[同上]				

注1 放射性廃棄物の発生場所、放射性廃棄物の種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。

注2 [同上]

注3 [加える。]

注4 キログラム単位で記載すること。

注5 ベクレル単位 (有効数字2桁) で記載すること。

4 [略]
5 [略]
[判る。]

備考 [略]

別記様式第3 (第7条関係)
廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)
[略]

[略]			
区分	放射性廃棄物の発生場所 (注1)	放射性廃棄物の種類 (注1)	
重量	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量 (注2)	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量濃度 (注3)	

5 [同上]
6 [同上]
7 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無、著しい破損の有無及び放射性廃棄物を示す標識が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。

備考 [同上]

別記様式第3 (第7条関係)
廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)
[同上]

[同上]			
コンクリート等廃棄物の種類 (注1)	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類	
コンクリート等廃棄物の重量、当該廃棄物に含まれる放射性物質の放射能量及び放射能量濃度	区分	重量	放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量 (注2)
			放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量濃度 (注3)

<p>廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無</p>	<p>爆発性の物質の有無</p>
<p>[略]</p>	<p>[同上]</p>
<p>注 1 <u>記載内容が共通のもの</u>についてはまとめて記載すること。</p> <p>2 <u>埋設しようとする全てのコンクリート等廃棄物に含まれる放射エネルギーの総和又は埋設しようとするそれぞれのコンクリート等廃棄物に含まれる放射エネルギーをベクレル単位（有効数字 2 桁）</u> で記載すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>注 1 <u>放射性廃棄物の発生場所及び放射性廃棄物の種類が共通のもの</u>についてはまとめて記載すること。</p> <p>2 <u>ベクレル単位（有効数字 2 桁）</u> で記載すること。</p> <p>3 [同上]</p> <p>備考 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は非記しめる。</p>	

別表第二 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（中深度処分に係るものを除く。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「安全機能」とは、廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、その機能の喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものをいう。</p> <p>二 「安全機能を有する施設」とは、廃棄物埋設施設のうち、安全機能を有するものをいう。</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（余裕深度処分に係るものを除く。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(廃棄物埋設施設の地盤)</p> <p>第三条 廃棄物埋設施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該廃棄物埋設施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全性が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 廃棄物埋設施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）であつてその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、事業所又はその周辺において想定される廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならぬ。

「一～三 略」

(遮蔽等)

第八条 安全機能を有する施設廃棄物埋設施設は、当該安全機能を有する施設廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャイ

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 廃棄物埋設施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならぬ。

2 廃棄物埋設施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第七条 廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により当該廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならぬ。

「一～三 同上」

(遮蔽等)

第八条 廃棄物埋設施設廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線に

ンガンマ線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならぬ。

2 **安全機能を有する施設** **廃棄物埋設施設**は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならぬ。

3 **安全機能を有する施設** **廃棄物埋設施設**は、放射性物質の飛散防止のための措置を講じたものでなければならぬ。

(異常時の放射線障害の防止)

第九条 **安全機能を有する施設**は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、当該安全機能を有する施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならぬ。

「各号を削る。」

(廃棄物埋設地)

第十条 **廃棄物埋設地**は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 **廃棄物埋設地**(ピット処分に係るものに限る。)は、外周仕切設備を設置する方法、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間にあつては廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあつては廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏

による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならぬ。

2 **廃棄物埋設施設** **廃棄物埋設施設**は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならぬ。

3 **廃棄物埋設施設** **廃棄物埋設施設**は、放射性物質の飛散防止のための措置を講じたものでなければならぬ。

(異常時の放射線障害の防止等)

第九条 **廃棄物埋設施設**は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において、**廃棄物埋設施設**に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

二 前号の期間中において、**廃棄物埋設地**の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

(廃棄物埋設地)

第十条 **廃棄物埋設地**は、**廃棄物埋設地**の外への放射性物質の異常な漏えいを防止する機能を有するものでなければならぬ。

「各号を加える。」

出を低減する機能を有するものであること。

二 廃棄物埋設地（トレンチ処分に係るものに限る。）は、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法により、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。

三 埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全機能が損なわれないものであること。

四 廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

（放射線管理施設）

第十一条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

一 「略」

二 「号を削る。」

三 放射線から放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

（監視測定設備）

第十二条 事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報（第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を適

2 二 ピット処分を行う場合の廃棄物埋設地は、外周仕切設備を設置する方法その他の方法により、少なくとも埋設が終了するまでの期間、放射性物質を廃棄物埋設地の限定された区域に閉じ込める機能を有するものでなければならない。

3 三 廃棄物埋設地は、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全性を損なわないものでなければならない。

（放射線管理施設）

第十一条 「同上」

一 「同上」

二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

〔条を加える。〕

- 切な場所に表示できる設備を設けなければならない。
- 一 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量
 - 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量
 - 三 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況

(廃棄施設)

第十三条 廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるように、必要に応じて、廃棄物埋設施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2 「略」

「条を削る。」

(予備電源)

第十四条 安全機能を有する施設（その安全機能を維持するため電気の供給が必要なものに限る。）には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(廃棄施設)

第十二条 廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるように、必要に応じて、放射性廃棄物の埋設に伴い発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2 「同上」

(地下水の水位等の監視設備)

第十三条 廃棄物埋設施設には、地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周辺の状況を監視し、及び測定する設備（第十一条第一号及び第二号に規定する設備を除く。）を設けなければならない。

(予備電源)

第十四条 廃棄物埋設施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

改正後	改正前
<p>第13条（廃棄施設）</p> <p>1 第1項の「<u>周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減</u>」については、平常時に周辺環境に対して放出される放射性物質による公衆の受ける線量が、第8条第1項に規定する「<u>廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量</u>」及び第10条第1号及び第2号に規定する「<u>廃棄物埋設地の外への放射性物質</u>」の移行により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下であること。</p> <p>2 →3 （略）</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する「<u>保管廃棄する施設</u>」とは、事業規則第2条第1項第2号<u>リ</u>に規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p>	<p>第12条（廃棄施設）</p> <p>1 第1項については、<u>廃棄物埋設施設の操業に伴い発生する放射性廃棄物の処理施設は、平常時に周辺環境に対して放出される放射性物質の濃度について、法令に定める限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること。また、その放出される放射性物質による公衆の受ける線量が、平常時における廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線（第8条第1項）並びに廃棄物埋設地から漏出し、及び移行する放射性物質（第10条第1項）による線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できるものであること。）。</u></p> <p>2 →3 （略）</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する「<u>保管廃棄する施設</u>」とは、事業規則第2条第1項第2号<u>ト</u>に規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p>